

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ Chubu Report 夏号
- ◆ 福岡地区五法人会共催講演会のご案内
- ◆ 「花いっぱい運動」参加ご協力をお願い
- ◆ アメリカンエクスプレス
「法人会ビジネス・マッチング」のご案内
- ◆ カップリングパーティのご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容
9	9	(水)	租税教室（第7支部） 9:30～12:05 於：高宮小学校
9	10	(木)	租税教室（第13支部） 9:35～12:05 於：柏原小学校
9	11	(金)	決算事務説明会 14:00～16:30 於：福岡ガーデンパレス
9	18	(金)	（社会貢献・広報・事業研修）合同委員会 14:00～15:00 於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容
9	15	(火)	（第2支部）ストレッチ教室 10:30～12:00 於：大名公民館
9	26	(土)	（第3支部）草の根租税講座 10:30～12:00 於：舞鶴公民館

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
9	3・4	(木・金)	全国中の会 名古屋大会 於：名古屋東急ホテル
9	10	(木)	役員会 17:00～18:00 於：事務局 会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
9	18	(金)	役員会 11:00～12:00 於：事務局 会議室

チラシ同封サービスのご案内

詳しくは、右のQRコードにアクセスの上、ご確認ください



役員報酬税制(2) ～事前確定届出給与～

税 理 士 堤 一 博

前回に引き続き役員報酬税制について解説します。

今回は、「**事前確定届出給与**」の概要です。

事前確定届出給与とは、法人税法第34条によると役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭、確定した数の株式、新株予約権、確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式、特定新株予約権を支給する給与のうち、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもの（一定の場合はそれぞれの要件を満たすものに限る）をいいます（法人税法第34条第1項2号）。

簡単に言うと、「所定の時期に確定した額の金銭や株式等を交付する旨の定め」に従い支給される給与をいい、一定の期限内に税務署へ届出書を提出したもので、あらかじめ支給時期や金額などを定めて税務署に届け出ることにより、定期同額給与等以外でも損金算入が認められる「役員報酬制度」又は「役員賞与」です。

賞与については、従業員に対する賞与はその全額は損金算入できますが、役員に支給する賞与は基本的には損金不算入です。

しかし、この「事前確定届出給与」を利用することにより、役員賞与を損金に算入することができますが、損金算入するためには、所定の条件を満たす必要がありますから、この点を解説します。

なお、今回は説明を簡素化するために、**金銭交付の場合**に限定して株式等の交付の説明は割愛させていただきます。

株式等の交付をお考えの場合には、必ず事前に顧問の税理士先生と慎重にご検討ください。

「事前確定届出給与」の要件等についてご説明します。

まずは、株主総会などで**あらかじめ**支給時期と金額を決議して確定しておく必要があります。

「事前確定届出給与」の定義（法人税法第34条第1項第2号）では、「**その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭（一部略）を交付する旨の定めに基づいて支給する給与**」で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもの」が損金不算入の対象とはならないと規定しています。

一般的には、株主総会、社員総会またはこれに準ずるものの決議において、具体的に「支給日（年月日）」を「支給額」を決定し、その決議の旨を書面で保存しておく必要があります。

法人と委任契約関係にある役員との間において、その債権・債務関係を総会等の決議において確定しておくことが重要です。

ただし、「その給与が定期給与を支給しない役員（同族会社に該当しない内国法人が支給する金銭によるものに限る。）以外の給与」の場合には、「事前確定届出給与に関する届出書」（法人税法施行令第69条第4項）の提出が必要と規定しています（法人税法第34条第1項第2号イ）。

これを読みやすくすると、同族会社ではない法人が定期給与を支給しない役員に金銭で支給する臨時的な金銭交付による給与（例えば、年1回一定の時期に交付する金銭給与）は、総会等の決議のみで「事前確定届出給与に関する届出書」を提出する必要はありません。もちろん、同族会社ではない法人（非同族会社）である場合に限りまので、同族会社においては、例えば、非常勤役に対して四半期ごとに支給する給与については、当然に届出が必須となりますので、ご注意ください。（注1）

同族会社に該当するか判定の判定は、その法人が定期給与を支給しない役員の職務を定めた日の現況により判定します（法人税法施行令第69条第6項）。また、新たに設立した法人にあっては、その役員の設立の時に開始する職務についてした定めにあつては、その設立の日の現況で判定します。

また、やや脱線しますが、「事前確定届出給与」に係る源泉所得税は、「賞与」として徴収税額を計算しますが、**所得税法基本通達183-1の2（注）1** **かっこ書き**（下表参照）では「他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づいて支給されるものを除く。」とされており、非同族法人が支給する（注1）のような定期給与を支給しない役員に金銭で支給する臨時的な金銭交付は、「賞与」ではなく「給与」扱いとなり、月額表を使用することとなります。

（賞与の意義）

183-1の2 所得税法第183条第2項に規定する賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいう。

(略)

(注) 次に掲げる給与については、賞与に該当することに留意する。

- 1 法人税法第34条第1項第2号《事前確定届出給与》に規定する給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。）
- 2 法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与

次に一定の期限内に「**事前確定届出給与に関する届出書**」を所轄税務署に提出することが必要です（法人税法施行令第69条第4項）。

この「**事前確定届出給与に関する届出書**」は事前確定届出給与支給対象者ごとに作成した「**付表1（事前確定届出給与の状況（金銭交付用））**」をとりまとめて提出します。

作成に当たって必要とされる情報は、下記のとおりです。

- (1) 株主総会等で決議した年月日と決議機関の名称
- (2) 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（一般的には株主総会の開催日）
 - ※ 役員の職務執行期間は、原則「定時株主総会の開催日から次の株主総会の開催日」となります（法人税基本通達9-2-16（職務の執行の開始の日）を参照してください。）。
- (3) 「付表1」の作成には今回事前確定届出給与として届け出る各人別の「支給時期」と「支給額」、及び今後予定されている定期同額給与の「支給時期」と「支給額」
 - ※ 決議の内容は、届出書付表の記載事項と対応できるようにしておく必要があります。

この「**事前確定届出給与に関する届出書**」の提出期限は、いずれかの早い日とされています。

- ・ 株主総会の決議から1ヶ月を経過する日
- ・ 当該事業年度の開始日（期首）から4ヶ月を経過する日（新設法人の場合には設立の日から2か月以内）

実務的には、事業年度終了の日から2ヶ月以内に定時株主総会において決算書の承認し、併せて役員報酬の決議を行いますので、法人税申告書と一緒に提出することが多いようです。

さらに、最も重要なことですが、「**事前確定届出給与に関する届出書**」に記載したとおり、その「支給日」に「支給額」を満額確実に支給することです。

事前確定届出給与は、上述のとおり、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めに従い支給される給与」をいいますので、届出の記載内容と完全に一致しない場合、極論すると、1日の違いや1円の違いでも該当しないとみなされ、その全額が損金不算入とされる場合があります。

「法人税基本通達逐条解説（十二訂版）」によりますと、一般的な債務確定原則に従って「未払計上」も可能ではないかという議論もありますが、法人と委任契約関係にある役員の職務執行の対価であることから、定期同額給与と同様、未払となることを前提に決定することはあり得ないことで、未払が見込まれる額は「確定した額」とは言えない、としたうえで、支給額の一部につき未払計上がされた場合には、給与としての実体が伴っているかどうかその実質により判断することとなるとともに、所轄税務署長へ届け出た金額が定額であったかどうか、更には、そもそも「その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭を支給する定め」が存していたかどうかなどについて、ここに判断していくこととなろう、との否定的な見解が示されています（参照文献：「法人税基本通達逐条解説」 十二訂版 北田康隆編著 税務研究会出版局 p912-913）。したがって安易な未払計上は、不要なリスクを負いかねないので避けるべきと考えます。支給日は慎重に満額支給できる日を決議し、支給の遅延等がないよう十分に気をつけてください。振込の場合は、確実にその支給日の振込予約をしておく等の準備を万全にしておく必要があります。

なお、2回以上の事前確定届出給与支給の場合にその定めのとおり支給したかどうかの判定については、国税庁から「一般的に、役員給与は定時株主総から次の定時株主総会までの間の職務執行の対価であると解されますので、その支給が複数回にわたる場合であっても、定めどおりに支給されたかどうかは当該職務執行期間を一つの単位として判定すべきであると考えられます。したがって、複数回の支給がある場合には、原則として、その職務執行期間に係る当該事業年度及び翌事業年度における支給について、その全ての支給が定めどおりに行われたかどうかにより、事前確定届出給与に該当するかどうかを判定することになります。」との国税庁の回答が示されていますので、参考にしてください（出典：国税庁HP 照会 「定めどおりに支給されたかどうかの判定（事前確定届出給与）」）。

いずれにしても、決議内容そのものは法人の自治的な範疇ですので、支給金額等はある程度は自由に設計できます。

その支給日と支給額の確定にあたっては、時期的・財務的にその完全な実行が可能かどうかを慎重に検討し、支払い等を届け出どおりにミスなく確実に実行して、不要なリスクを回避してください。

以上のとおり、事前確定届出給与の取扱いの原則を要約すると、次の3項目となります。

- (1) 事前に支給日と支給額を定めること
- (2) 期限内に届出書を所轄税務署に提出すること
- (3) 提出した届出書記載内容どおりにその支給日に支給額を支払うこと

この要件のすべてを完全にクリアすることが、損金算入の原則です。

なお、定期同額給与と同様、役員給与のうち「不当に高額な部分」については損金不算入との規定がありますのでご注意ください（法人税法第34条第2項）。

事前確定届出給与についても、定期同額給与同様、「臨時改定事由」、「業績悪化改定事由」が生じた場合には、事前確定届出給与に関する定めを変更した旨を届け出ることができます（法人税法施行令第69条第5項）。なお、この変更届出には「事前確定届出給与に関する届出書」の様式を使用します。

- ・「臨時改定事由」：法人税法施行令第69条第1項第1号ロに規定する**役員の職制上の地位の変更、職務の内の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情**をいいます。新しい役員が就任した場合や届出していた役員が病氣入院等により当初予定されていた職務の一部または全部を執行できなくなった場合などもこれに含まれます。
- ・「業績悪化改定事由」：法人税法施行令第69条第1項第1号ハに規定する**経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由**をいいます。もちろん一時的な赤字などは該当しませんのでご注意ください。

この変更に係る届出書の提出期限は、上記の変更事由の区分に応じてそれぞれ次に掲げる日です。

- ・「臨時改定事由」：臨時改定事由が生じた日から1か月を経過する日
- ・「業績悪化改定事由」：当該業績悪化改定事由により直前届出（法人税法施行令第69条第5項に規定する直前届出をいいます。）に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日から1か月を経過する日。ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限り。）が当該1か月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

役員報酬税制の制度趣旨は、役員給与を用いた恣意的な利益調整を抑止することにあります。この事前確定届出給与は実質的な役員賞与を損金算入できる唯一の方法です。したがって、効果が大きい反面、そのハードルも高いと言えます。

否認事例では、最も多いのが、「届出額と支給額が一致していないケース」、「届出時期と実際の支給時期との相違」などです。その他、「職務の執行の開始日」の判定ミスから「事前確定届出給与に関する届出書」が期限内に行われなかった場合もあります。

実務的には、事前に計画したスケジュールに基づき、株主総会等議事録や登記簿等の書類の保管のうえ、「事前確定届出給与に関する届出書」を確実に届出期限内に提出するとともに、届出内容と支給実態が完全に一致していることを確認する必要があります。常日頃から事前に顧問の税理士と早め早めの連絡・検討・確認が必要です。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日（曜）	時 間	主 催	行 事	会 場
2026	9	11（金）	14：00～16：30	本 部	決算事務説明会 （チラシは8月号に封入済）	福岡ガーデンパレス
		未定		〃	キックオフ会議	未定
	10	28（水）	15：00～15：50	本 部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		28（水）	16：00～17：00	〃	理事会	〃
	11	12（木）	14：00～15：30	本 部	福岡地区五法人会共催講演会 （チラシは9月号に封入）	ソラリア西鉄ホテル福岡
		未定		〃	税を考える週間協賛行事	未定

※ 日時、会場等変更になる場合があります。（空白のところは未定です）